

第9節 美園遺跡の埋没条里

——その施行起源について——

岡 本 敏 行

1

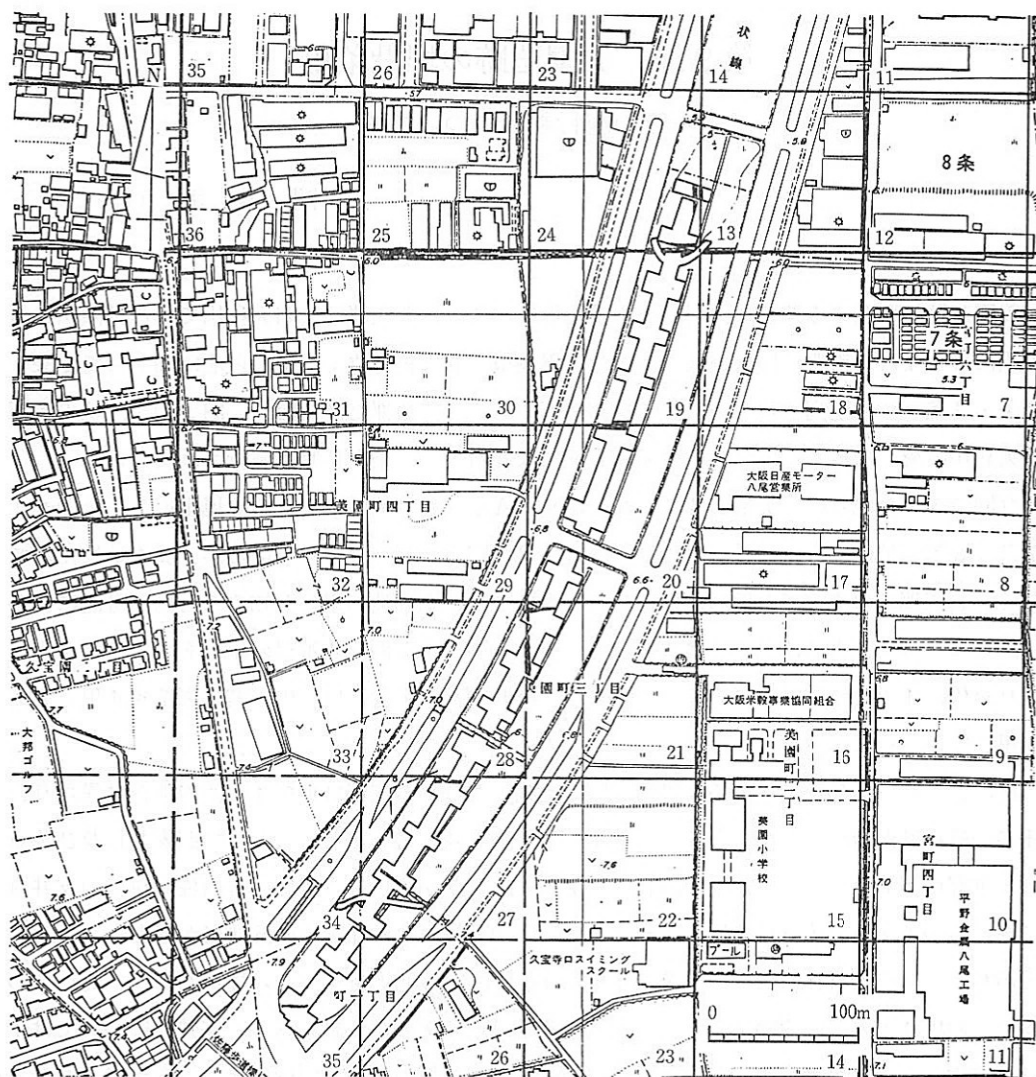
美園遺跡の所在する地域は、旧河内国若江郡に属する。若江郡は、旧大和川である長瀬川と玉串川にはさまれた南北に細長い地域である。現条里地割は正方位で、南から北に向かって1条・2条・3条……と配列されていることが知られている。⁽¹⁾若江郡だけでなく、旧大和川流域の各郡は大和川の流れに沿って上流から下流の方向に数えるように条里地割が施行されている。

今回調査した地点は、7条と8条にまたがり、A地区とB地区の境である現里道が、そのまま7条と8条の境になっている。里については一般に固有名詞が付されているが、調査地域だけでなく、若江郡内のすべての里名が現存していない今日、調査地の里名を知ることは不可能にちか。したがって、里名については不明であるが、玉串川から西へ4番目の里にあたることから、これを仮に4里とすることにする。すなわち、今回調査した地点は河内国若江郡7条4里と8条4里ということになる。

次に、これら7条4里と8条4里内の坪の配列であるが若江郡は東接する河内郡とは異なり、坪名の遺存度が極めて少ない。しかし、比較的坪名の残っているところとして旧友井村及び佐堂村、東郷村がある。その内、今回調査した7条4里と8条4里は、偶然にも旧佐堂村と旧友井村にあたるのである。佐堂村の坪名を調べてみると四の坪～九の坪までの6坪名が遺存していることがわかる。その遺存の仕方から7条4里の坪配列は、南東隅より一の坪が始まり、北へ二の坪、三の坪と進み、南西隅が三十六の坪で終る千鳥式であったと思われる。友井村については十三～十六という4坪名が残るが、その位置がばらばらで坪の配列を明確にすることができなかった。そこで、以下の説明のために、便宜的に7条4里と同じように南東隅より一の坪が始まり、南西隅で終る千鳥式の配列であったと仮定しておきたい。

2

さて、今回の美園遺跡の調査は、南西約600mにもおよぶことから、部分的ではあるが一時に広範囲の条里調査がなされるということで注目された。まず、A地区、もしくはB地区で7条と8条の境、A地区で8条4里13坪と24坪の境、B地区で7条4里19坪と20坪の境、C地区で7条4里20坪、21坪、28坪、29坪の交点、及び21坪と28坪の境、D地区で7条4里27坪と28坪の境が検出されることが期待された。しかし、D地区中央部から南の長瀬川にかけては、航空写真や戦前の地形図によると、長瀬川の影響のためか条里の方向がかなり乱れていることがわかる。そのため、図面上ではE・F地区で7条4里26坪、27坪、34坪、35坪の交点を検出される可能性もあ



第449図 美園遺跡条里推定復原図

ったが、それについては、当初からあまり期待されなかった。事実調査の結果、条里方向とは異にする、畦畔や溝が、ばらばらの方向で検出されていることから、現条里がこの付近、すなわち長瀬川に沿った部分では施行されていなかった可能性が強いと思われる。以下、美園遺跡の現条里地割がどこまでさかのぼりえるかを検討してみよう。

ところで、一般に条里地割は大化改新後順次施行されたと考えられるが、条里制施行起源については諸説がある。例えば、秋山日出雄は、条里開発を1国あるいは1郡毎に統一されたのではなく、長い期間に一定の区域ごとに条里開発が行なわれたとし、古道や古墳との関係を検討することによって、条里開発が大化改新前、弥生時代後期から古墳時代までさかのぼるとした⁽²⁾。また、渡辺久雄は、猪川流域の条里を考察することによって、方向の異なる条里を地磁気年代学によって3世紀から7世紀にわたって施行されていることを主張した⁽³⁾。これらのように歴史地理学

のほうからのアプローチは、概して古くみる傾向があり大化改新前後、もしくはそれ以前と考えられている場合が多い。しかし、現在までの考古学的調査では、埋設条里の上限が平安時代までとされている⁽⁴⁾。特に条里の中心と考えられている奈良盆地では、現条里は平安時代末から鎌倉時代までとされ、大化改新前後まで、さかのぼるものは認められていないといわれている⁽⁵⁾。

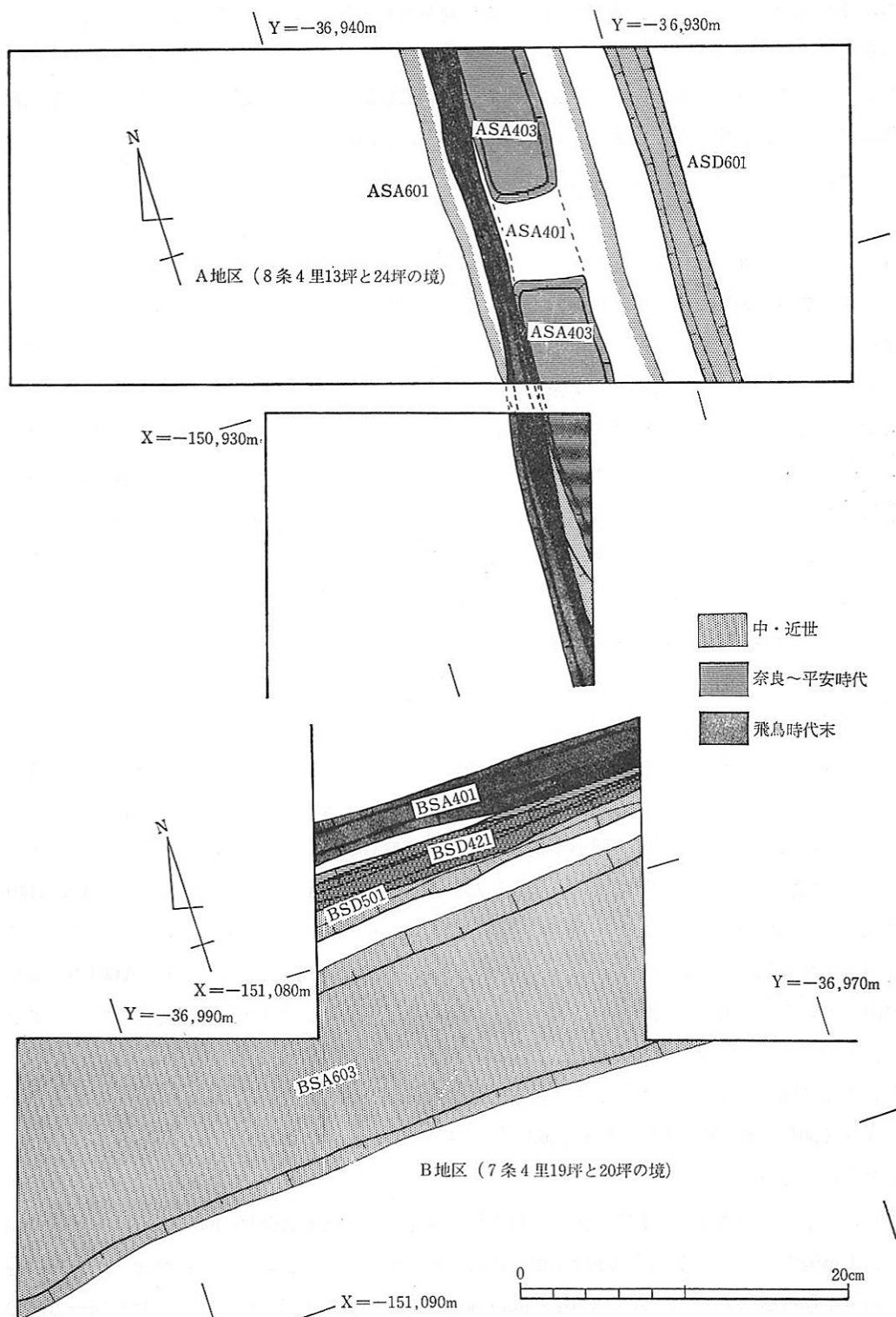
以上、前置きが長くなったが、各地区の坪境について概観することにしよう。

3

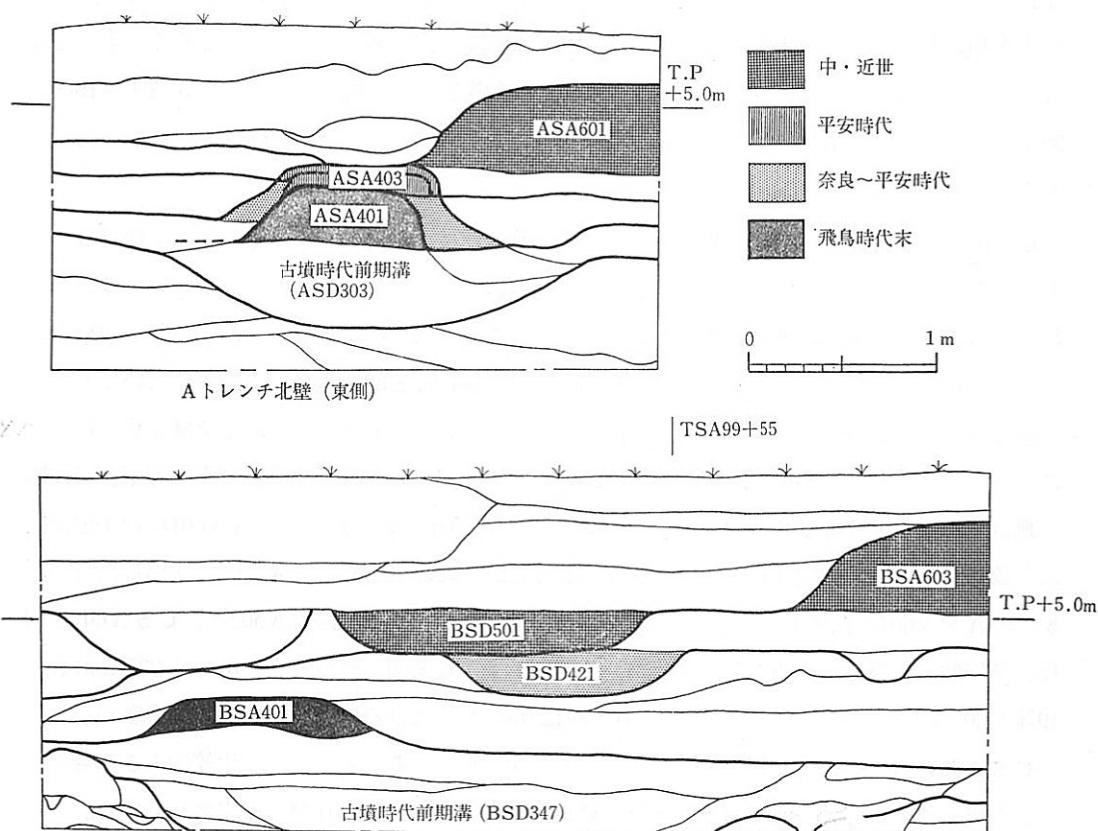
まず、7条と8条の境を検討してみよう。A地区とB地区の境に東西方向の現里道が走る。条里復元した場合、この里道が現条里地割の7条と8条の境となる。すなわち、北側（A地区側）が8条、南側（B～G地区側）が7条というわけである。この里道部分の調査については、近畿自動車道建設にさきだつコンクリート水路付替に伴う事前調査で実施した。しかし、トレンチ幅が狭く、しかも、現里道内約1m下層には、径40cmの水道管が埋設されていることから、かなりの攪乱をうけており、調査した段階では、現里道にさきだつような遺構については確認することはできなかった。また、現コンクリート水路部の調査については2Aトレンチで実施することができたが、この部分についても、表土より約2m下層まで攪乱されており、明確にはわからなかった。ただ一部で旧水路の護岸杭と思われる杭列の一部を検出することができた。この水路が、いつまでさかのぼるかについては知ることができなかったが、現水路が旧水路の上に造られていることは確実のようである。

次にA地区での8条4里13坪と24坪の境についてみてみよう。図面上ではA地区、特に1Aトレンチで検出されることになっているが、調査区内での現地表面では坪境の痕跡は認められなかった。しかし、その延長上、美園小学校東側で水路が残されている。近世遺構面ではこの水路の延長と条里復元した場合の坪境にはほぼ合致した、ASA601とASD601を検出した。ASA601は幅が約4.5m強もあることから当時の里道と思われ、そのまま坪境をなし、その東側に沿って坪境溝ASD601が流れていたものと想定される。なお、水路切替トレンチでASA601の一部を検出している。中世の時期については、すでに第Ⅳ章、第2節、第5・6項で説明しているように、元来は坪境の畦畔もしくは溝があったと考えられるが、近世遺構面と重複していることから、すでに削平されていたものと思われる。中世遺構面下層の、奈良～平安時代遺構でも、上層のASA601とほぼ同一場所でASA403が検出されている。幅2m強あることから、おそらく里道を兼ねた坪境である。

さらに下層の飛鳥時代（7世紀後半）遺構面でも、上層のASA601・403とほぼ同一場所に幅は約1m弱とせまくなるが、ASA401が検出されている。なお、偶然かもしれないが、古墳時代前～中期遺構面で上層のASA401・403・601とほぼ同一地点でこれらとまったく同一方向のASD303を検出したことを付け加えておく。8条4里13坪と24坪の境は、この地点では少なくとも7世紀後半までさかのぼることが確実のようである。これら各時期の坪境・畦畔・溝の重複



第450図 A・B地区条里坪境溝・畦畔重複関係図



第451図 A・B地区条里坪境溝・畦畔重複関係断面図

位置は第450・451図に示したとおりであり、ほぼ同一場所で重層していることがわかる。

B地区7条4里19坪と20坪の境は、現調査地点では削平・盛土のためその痕跡は認められなかったが、その延長上と考えられる31坪と32坪の境に現里道の一部が走ることが判明している。この地点もA地区の8条4里13坪と24坪の境同様、現条里制に合致した7世紀後半から近世までの坪境と考えられる畦畔や溝をほぼ同一地点で重層的に検出することができた(第450・451図下段参照)。BSA603は近世のもので、7条と8条の境の現里道より南へ約115m離れている。幅が6mもあることから、おそらく31坪と32坪の境をなす里道の延長と思われる。中世の時期は、里道及び畦畔は検出されなかった(里道もしくは畦畔があった可能性があるが、BSA603が中世遺構面と重複しているため削平されている可能性がある)が、BSD501の下層、ほぼ同一地点でBSD421を検出している。上層坪境溝BSD501は下層坪境溝BSD421を意識して掘削されていることは明らかであろう。なお、20坪内ほぼ中央部(B地区南側)で条里の方向に合致した東西方向の比較的大きな畦畔(BSA403)が検出されているので20坪内でさらに細分されていた可能性がある。

下層飛鳥時代(7世紀後半)遺構面では、上層BSD421直下、ほぼ同一地点で東西方向の畦

畔BSA401を検出した。その位置からいって坪境畦畔と断定してまちがいないであろう。このBSA401を境に北側と南側では高低差が異なり、北側が高く畑となり、南側は低く、水田となっている。水田内には東西方向の畦畔BSA402も検出されている。したがって8条4里19坪と20坪の境についても7世紀後半（第Ⅲ4半期）までさかのぼることが明らかになったといえるであろう。

C地区7条4里20坪、21坪、28坪、29坪の交点及び坪境がどのようなになっているか検討してみよう。調査区内の現状では、その痕跡は全く認められなかったが、南北の坪境については、その延長と考えられる東側の8坪と9坪の境と推定されているところで東西方向の現水路が認められる。また東西の坪境についても、やはりその延長上北側19坪と30坪の境と推定されているところに南北方向の現水路が流れている。これら現両水路の延長上の交点が、図面上では4Cトレンチにあたる。すなわち、20坪、21坪、28坪、29坪の交点である。この図面上での交点直下、ほぼ同一地点で、近世の畦畔CSA601とCSA602の交点が検出されている。CSA601は現条里方向に合致した南北方向の畦畔で、20坪と29坪、21坪と28坪の坪境をなし、A地区で検出した南北坪境畦畔ASA601の推定延長上より西へ約110mの地点に位置する。CSA602は、CSA601と同様、条里制に合致した東西方向の畦畔で、7条と8条の境である現里道より南へ約235m離れ、19坪と20坪の境であったBSA603より南へ約120m離れたところに位置している。距離からしてもCSA601とCSA602は坪境畦畔であることが明らかである。なお両者は比較的大きかったことから里道であった可能性がある。また、CSA601に沿ってCSD601も検出されている。

CSA601とCSA602は明確には検出することができなかったが、何度かの修復、拡張がなされているようで、その上限は14世紀までさかのぼる可能性⁽⁶⁾がある。CSA601の下層はほぼ同一地点で幅9mの溝CSD501を検出した。この溝は長瀬川から枝分れした自然流路を、用水路に改良したものと考えられ、D地区のDSD404とDSD501と同一の溝と考えられ、その延長は南接する佐堂遺跡でも検出されている。方向もそれぞれの地区で、南北方向、東西方向と異なるが、ほぼ現条里方向に一致しているところに注目されよう。C地区でのCSD501は12世紀もしくは11世紀までさかのぼる可能性があり、13世紀までは確実に流れていたようである。14世紀に何らかの理由で埋められ、かわりに坪境の畦畔（CSA601）がつくられている。したがってこのCSD501は用水路であり、かつ坪境の役目をはたし、上層のCSA601は溝と畦畔の差はあるが、そのまま坪境を世襲していることになる。東西CSA602の下層についてはCSD501幅が広いということから確認することはできなかった。また、さらに下層10世紀以前についても、CSD501が比較的深かったということから、同下層及び周辺では坪境らしきものは検出することができなかったが、後述するD地区と考え合せて9世紀まではさかのぼる可能性があるが、それ以前については、もともとなかった可能性が強い。

最後に美園遺跡の今回の調査で最も南で検出した、D地区の7条4里27坪と28坪の境についてみてみよう。同地区も、他の地区同様、盛土等によって、現地表面ではその痕跡は認められな

った。ただ、図面上でその延長上と考えられる地点、9坪と10坪の境のところに里道の一部が残っている。近世遺構面では、現条里推定線直下（9坪と10坪境の里道西側延長上）で東西方向の大畦畔のD S A 601を検出した。この畦畔はC地区のC S A 602より南へ約110mの6町の距離にほぼ等しいことから、27坪と28坪の坪境畦畔であることはまちがいない。この下層、室町～鎌倉時代にかけても、D S A 601と重複するようにD S D 501が検出されている。この溝が坪境の溝であることは明らかである。また、ほぼ同一地点の下層で平安時代の（9世紀までさかのぼる可能性がある⁽⁸⁾）畦畔D S A 401が検出され、さらにこの北側に接してD S A 401平行に走るD S D 401を検出した。これらが坪境の畦畔と溝であることは否定できないであろう。これより下層は飛鳥時代の河川（おそらくこの当時の長瀬川であろう）のため条里に関する遺構は検出することはできなかった。

以上、美園遺跡における現条里地割はA地区（8条4里13坪と24坪の境）とB地区（7条4里19坪と20坪の境）では7世紀後半までさかのぼることが確実となり、もしかすると古墳時代前期までさかのぼる可能性があるかもしれない。それに反して、C地区（7条4里20坪、21坪、28坪、29坪の交点）では11世紀、D地区（7条里27坪と28坪の境）では9世紀までしかさかのぼらなかった。同じ6町四方内で時期差があるのは不思議であるが、これは、D～G地区にかけて飛鳥時代（6～7世紀代）の旧長瀬川が流れついたためであり、D地区では当然条里地割は施行することはできなかったであろうし、C地区では、現長瀬川周辺と同じように当時の長瀬川の氾濫原であったと考えるならば、その疑問も自然に解けるであろう。

4

以上のように、美園遺跡では7世紀後半以後の埋没条里がほぼ同一地点で重複していることがわかり、現条里地割はそれを世襲していることが確認された。したがって、美園遺跡における条里施行は7世紀後半までさかのぼることは前述の通りである。ただ、A地区（8条4里13坪と24坪の境）とB地区（7条4里19坪と20坪の境）では、7世紀後半の坪境畦畔よりさらに下層で同一方向の古墳時代前期の溝及び杭列が検出されていることから、何らかの方面地割的なものがあった可能性があり、もし秋山がいうようにこの時期に方面地割があったならば、⁽⁹⁾その後の条里も、これを参考にしたとも考えられる。しかし、今回の調査は面積が狭かったことから断定できないが、偶然であった可能性のほうが強いようである。今後の資料の増加をまちたい。

美園遺跡に北接する友井東遺跡では、8世紀までさかのぼる坪境溝が検出されている⁽¹⁰⁾。また、南接する佐堂遺跡や久宝寺遺跡では、9世紀までさかのぼる条里方向に合致した畦畔が検出されているが、それより古いものは確認されていない⁽¹¹⁾。これは、当時の長瀬川の位置にも関係するのであろう。

ところで、河内地方、特に美園地域は大和川を通じて大和と関係をもっていたことから、古代国家成立の中核部であり、先進地域であったことと思われる。また、統一国家を実現した大和朝

廷の経済的基盤は畿内地方の豊かな農業生産力にあったと考えられることから、美園地域の条里開発とは無縁ではなかったろう。この地域が、早くから条里開発された理由としては、大和川やその支流が幾条にも流れていることから灌漑が容易であったためと考えられる。

美園遺跡で埋没条里の遺構が各時代ごとに重層的に検出されたことは、この地域が偶然にも沖積平野であったことから、再開発のおりにも、削平されずにすんだためであろう。さらに中世以降の荘園制に至っても、旧地割が重視されたのではなかろうか。

なお、直接条里とは関係ないが、中世以降でよく検出される、いわゆる素掘り溝は現水田の方向にはほぼ一致し、また河内特有の撮上田についても13世紀までは確実にさかのぼるようである。

以上、今後埋没条里の資料が増加することを期待するとともに、大化改新が実際にあったかどうかは別として、再検討してみる必要があるのではなかろうか。

註(1) 若江郡の復原条里については、荻田昭次「河内郡・若江郡条里の復原」(『池島町の条里遺構—調査概報—』東大阪市遺跡保護調査会 1973年)を参考にしている。

(2) 秋山日出雄「条里制地割の施行起源」『日本古文化論攷』樞原考古学研究所編 1969年。

(3) 渡辺久雄「条里制起源に関する一考察」『地理学評論』1961年。(同氏『条里制の研究』1967年所収)

(4) 木原克司「長原遺跡の水田址をめぐる諸問題」『長原遺跡発掘調査報告』Ⅱ(財)大阪市文化財協会 1982年。

(5) 奈良国立文化財研究所編『条里制の諸問題』Ⅰ P.57・58の中での石野博信氏の意見による。1982年。

(6) 当地区調査担当者の渡辺昌宏氏の御教示による。以下C地区については同氏の教示に負うところが大きい。

(7) 三宅正浩「中世の佐堂遺跡について」『佐堂』(その1)大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター 1984年。

(8) 当地区調査担当者の小野久隆氏の御教示による。以下D～G地区については同氏の教示に負うところが大きい。

(9) 註(2)に同じ。

(10) 亀島重則編『友井東』(その1)大阪府教育委員会・(財)大阪文化財センター1984年。

(11) 註(6)に同じ。